

平成 27 年 4 月 22 日

(農) ながさき南部生産組合 会長理事

(公社) 日本農業法人協会 副会長 近藤 一海

農業経営の法人化推進の課題と農地中間管理機構についての意見

I. 農業経営の法人化推進の課題

- 法人化を推進するための支援体制の整備
- 協業組織の活動を通じた法人化の推進
- 人材育成の抜本的な強化

《参考資料》

別添 1 : 「農業法人設立・育成機能の強化（役割等）」

別添 2 : 「中小企業等への経営支援策（一部）」

別添 3 : 「新たな食料・農業・農村基本計画策定に対する意見」

II. 農地中間管理機構についての意見

- 農地集積と経営支援を一体的に進める取組の推進

農業法人設立・育成機能の強化(役割等)

【政策目標】

1万4,600法人(H25) ⇒ 農業法人を5万法人へ

【目標:5万法人に向けての課題】

将来に向けて、各地域において、主要な担い手になりうる法人経営体の育成・支援体制の整備が必要。

以下の推計の通り、10年間で政策目標(5万法人)を達成するためには、法人経営の育成・支援組織の整備は、直ちに取り組むべき課題であり、組織イメージの具体化・予算化が求められる。

法人設立を推進するための具体化や手段・方法の提示が、今後必要となる。

《10年間(=H35年)で5万法人とする場合の単純推計》

①均等に増加した場合

			1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
年度	H22	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
法人数の推移	12,511	14,600	18,140	21,680	25,220	28,760	32,300	35,840	39,380	42,920	46,460	50,000
増加数(均等増加)			3,540	3,540	3,540	3,540	3,540	3,540	3,540	3,540	3,540	3,540
1都道府県当たりの増加必要数			75	75	75	75	75	75	75	75	75	75

②年率(13.1%)で増加した場合

			1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
年度	H22	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
法人数の推移	12,511	14,600	16,513	18,676	21,122	23,889	27,019	30,558	34,561	39,089	44,210	50,001
増加数(年率アップ:13.1%)			1,913	2,163	2,447	2,767	3,129	3,539	4,003	4,528	5,121	5,791
1都道府県当たりの増加必要数			41	46	52	59	67	75	85	96	109	123

※H22年、H25年の法人数は、「日本再興戦略」(平成26年6月24日改訂版)より。

【政策目標】

1万4,600法人(H25) ⇒ 農業法人を5万法人へ

【現状・課題】

- 法人設立を推進するための啓発資料等の不足
- 政策目標達成に係る法人設立・育成の相談窓口機能の更なる強化
- 法人化設立初期の管理コストの増加への対応

【法人協会の政策提言】

- 法人設立に係る啓発資料の作成・整備
- 法人設立・育成するために都道府県段階で、「農業法人育成推進員」の配置
- 先駆的なプロ農業経営者による派遣事業の実施
- 法人設立初期の経営体への支援(助成・税制面の優遇)

《農業法人設立・育成機能の強化(役割等)》

《推進機関》

【全国段階】

- 都道府県段階の相談窓口・啓発資料の作成・整備
- 都道府県段階への連絡・調整・研修会等の開催

構成員: 税理士、司法書士等(税務・法務の等の専門家)、事務局担当者

支援・連携

【都道府県段階】

- 法人設立・育成の支援、相談対応

構成員: 農業法人育成推進員(専任の担当者)、補助員 計2人程度

【農林水産省】

設立支援、
税制優遇

支援・指導
(運営費等)

相談・支援

法人設立を志向する農業者等
(個人・集落・参入企業等)

中小企業等への経営支援策（一部）

支援事業名称等	概要等
よろず支援拠点	<p>地域の支援機関（※）と連携しながら中小企業・小規模事業者が抱える売上拡大や資金繰り等の経営課題に対して、ワンストップで対応する「よろず支援拠点」を各都道府県に整備し、中小企業・小規模事業者の活性化を図るもの。</p> <p>また、本事業を通じて、地域の支援機関の特徴等を把握し、支援機関・専門家等と連携体制を強化するとともに、支援機関に支援モデル・ノウハウ等を浸透させ、支援機関の能力向上を図る。</p> <p>※支援機関とは、認定経営革新等支援機関、商工会議所、商工会、税理士、金融機関、地域プラットフォーム等。</p>
経営革新支援	<p>中小企業新事業活動促進法の制定に伴い、創業および経営革新に取り組む企業の支援。創業・経営革新について、窓口でのご相談をはじめ、専門家の派遣など（無料で最大 3 回/年度）によって中小企業が抱える課題解決を目指すもの。</p>
中小企業再生支援協議会 （事業再生等）	<p>中小企業の事業再生に向けた取り組みを支援する公的機関。</p> <p>「産業競争力強化法」に基づき、47 都道府県に設置。窓口相談では、経験豊富な事業再生支援の専門家（金融機関経験者、公認会計士、税理士、中小企業診断士等）が、中小企業経営者からのご相談に無料で応じている。</p>
マル経融資制度 （金融支援）	<p>経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々をバックアップするため、商工会議所・商工会の推薦により、無担保・保証人不要・低金利で融資（2,000 万円まで）を受けられる日本公庫の公的融資制度。</p>
専門相談窓口 （商工会議所）	<p>弁護士、税理士、社会保険労務士、弁理士、不動産鑑定士、ITコンサルタント、貿易コンサルタントなど、専門家への相談（無料）。</p> <p>例えば、法人、個人事業主の確定申告・決算・経理処理・その他税務に関する相談等を無料で行っている。</p>

資料：中小企業庁 HP、東京商工会議所 HP 等より作成。

注：「中小企業新事業活動促進法」及び「産業競争力強化法」の中小企業の定義には、農事組合法人は含まれない。

但し、産業復興相談センターの対象には、農事組合法人は含まれる。

新たな食料・農業・農村基本計画策定に対する意見 —人材確保・育成に関して—

農業法人等における労働力不足、人材不足が今後ますます深刻化することが見込まれる中で、個々の経営では対応に限界があることから、農業界をあげての人材確保・育成対策を進めていくことが必要である。

このため、以下の3点を次期基本計画にできるだけ具体的に明記することにより、農業経営者が安心して意欲的に経営に取り組めるよう環境を整備していただきたい。

記

1. 人材確保に向けた対策

①若年層の人材確保に向けた体制整備

➤ 求職者に農業の魅力や就職先としての認知度を高めるための仕組みを整備し、農業法人への就職希望の若年層への認知度向上を図ること。

②高齢農業者と障害者等の労働力活用

➤ 若年層だけでは人材不足はまかなえないので、現場からリタイアした高齢農業者の経験や能力を農業法人が活用する取組を促進すること。

➤ 障害者雇用に関する各種支援制度（特定求職者雇用開発助成金など）や特性を熟知し、農業法人等の相談に対応できる仕組みを整備すること。

③労働力の業界間や地域間調整の仕組み構築

➤ 農業界と建設業界等が労働力をシェアするなどの取組について、連携・協力体制を構築すること。

➤ 全国的な季節雇用者を地域間で調整する仕組みを作ることで、安定的な労働力確保を図ること。

④外国人技能実習生について

➤ 途上国の農業振興等の観点からも受け入れ態勢が整備されているなど優良な農業法人等に対して積極的に受け入れが行えるような措置を講じること。

➤ なお、建設業界等の特定業界に外国人実習生の人員が偏重しないように農業界においても建設業界等と同様の措置を講じること。

2. 人材育成・キャリア形成を促す仕組みの構築

①法人等の従業員育成対策—共同・連携研修体制の整備とキャリア形成—

- 1 法人では体系的な研修が困難であることから、従業員育成を農業法人等が共同や連携で行うような取り組みを促進すること。
- 経営管理層となるべき後継者や従業員のキャリア形成を含む研修等の取り組みを促進すること。
- 従業員が、経営管理や6次産業化に関する技能を習得し、目標を持ってキャリアアップを図れるようにするため、「農業技術検定」の見直しや「6次産業化プロデューサー」の認定制度を含めて、新たな資格制度を創設すること。

②従業員の定着を図るための経営者の理解醸成

- 従業員の定着率を向上させるためにも従業員育成のためのツール（マニュアル等）の整備や経営者等を対象とした研修制度を整備すること。

3. 経営の法人化推進による経営継承と経営再建支援の円滑化

①経営の法人化による円滑な経営継承の実施

- 農業経営の法人化を促進し、次世代の担い手に農地や経営資源を円滑に継承するための支援策を充実させること。

②円滑な経営継承に向けた支援—ワンストップ窓口の設置—

- 農業の特殊性を熟知した専門家が常駐するワンストップ相談窓口を都道府県段階に設置するなど農業法人等が事業継承を円滑に行える体制を整備すること。

③経営再生・再建に向けたワンストップ窓口の設置と支援策

- 経営再生・再建に向けたワンストップ窓口を東京等に設置し、その対応を迅速に処理対応できるようにすること。
- 経営再生・再建に向けて、法人の合併や同業他社への出資等に円滑な資金調達ができるような仕組みを構築すること。

以上